

元離宮二条城駐車場運営等に係る事業者募集についての問合せについて

質問内容	回答
＜全般に関して＞	
Q 過去の駐車場売上げ及び利用台数実績数値の情報を開示してほしい。	A 別紙のとおりです。
Q 各駐車場における料金収入のほか、自動販売機やロッカーなどサービス提供に係る収入についても運営事業者の収入となるのか。	A そのとおりです。
Q 共同事業体の形態をとらず、事業開始後、警備や料金徴収業務を一部委託することは差し支えないか（運営事業者内で全て包括しなければならないのか）。	<p>A 警備や料金徴収、予約システムの導入など、一部の業務を委託することは差し支えありません。運営事業者が中心となって管理・運営を行っていただき、現地に運営事業者の職員を配置してください。</p> <p>なお、使用許可の性質上、駐車場の管理・運営業務を包括的に第三者に委託するなど、許可内容と異なる実態を呈するような運営は認められません。</p> <p>駐車場の管理・運営を複数の事業者で行う場合は、共同事業体として応募していただく必要があります。</p>
<p>Q 運営事業者から警備会社に現地運営管理業務全般（場内誘導及び案内業務等、責任者業務含む）を委託することは可能か。</p> <p>運営事業者の職員を1名も配置しないことは可能か。また職員に当たる1名については警備会社からの出向を受け入れることでも良いか。</p>	A 上記のとおりです。
Q 駐車場運営に係る協力会社、委託先企業名は提案書内に明記する必要があるか。	A 協力会社や委託先企業名については、可能な限り提案時点において明らかにしてください。決定後の追加、変更は本市の承認を得ることを条件に可能とします。
Q 運営事業者に選定された後、提案内容の許認可申請等において行政側との調整が整わず、事業が成り立たないと運営事業者側で判断した場合、辞退することは可能か。またその場合、ペナルティはあるのか。	A 選定後の辞退は、駐車場の整備及び営業開始等に係るスケジュールに遅れが生じ、二条城運営に多大な影響が生じることから、事業性を十分に御検討・御判断いただいたうえで、提案してください。

質問内容	回答
<p>Q 使用期間は3年毎に更新するとのことだが、採算性の理由により、運営事業者側の希望で更新しないことは可能か。その場合、どの程度まで原状回復する必要があるのか。</p>	<p>A 運営事業者側が希望しない場合、更新しないことは可能です。その場合、舗装及び駐車場設備等の撤去までしていただく必要があります。</p>
<p>Q 使用期間が満了した場合、使用期間内自己都合等により途中で事業を廃止した場合、又は使用許可を取り消された場合、自己の負担においてどこまで原状回復を行えばよいのか。</p>	<p>A 舗装及び駐車場設備等の撤去までしていただく必要があります。</p>
<p>Q 近隣住民の方が駐車場整備に反対しているようだが、現在はどのような状況か。</p>	<p>A 近隣住民の方は駐車場が整備されることにより安全面や住環境が変化することについて、非常に不安に思っておられます。募集要項や仕様書にも記載していますが、アイドリングストップの徹底や安全性の確保等、住環境への配慮に留意してください。</p>
<p>Q 収支計画書及び償還計画表（収支試算表）について、雛形様式（記入例）を示してほしい。また、計画書については、事業想定期間全てを対象とした資料を提出するのか。</p>	<p>A 収支計画書及び償還計画表（収支試算表）の雛形様式（記入例）は特にありません。事業想定期間（最大15年間）を対象として作成してください。</p>
<p><整備について></p>	
<p>Q 提案する基本設計図・動線図は、元離宮二条城東側空間整備事業基本計画（平成27年3月策定）P17に記載の動線計画図をもとに考えるということでよいか。</p>	<p>A そのとおりです。</p>
<p>Q 高額紙幣対応の精算機の設置は、全ての駐車場が対象となるのか。</p>	<p>A 精算機により料金収入を収納する場合は、利用者のサービス向上を考慮し、可能な限り高額紙幣に対応可能な機器の設置をお願いします。</p>
<p>Q 高額紙幣対応でない精算機を設置する提案の場合、失格となるのか。精算機に両替機を併設又は現地係員が両替対応を行うという運用計画は可能か。</p>	<p>A 高額紙幣対応でない精算機を設置する提案の場合も、失格とはなりません。具体的な提案内容に基づき、利用者のサービス向上の観点から審査します。</p>

質問内容	回答
<p>Q 駐車場関連設備（ゲート等）については、運営事業者が整備するのか。</p>	<p>A 第1駐車場（普通車駐車場）の出入口のほか、第3駐車場及び駐輪場の管理・運営方法によっては機器を設置していただく必要があります。整備に当たっては、文化財保護及び景観等の所管課と事前に協議・調整のうえ、必要な手続きを行っていただく必要があります。その他の必要な事項については、設計の段階で調整させていただきます。</p>
<p>Q 東大手門前の交差点付近やエントランス広場等に、事前精算機等の機器を設置することは可能か。</p>	<p>A 御質問の箇所への事前精算機等の機器の設置は想定していません。</p>
<p>Q 運営事業者側で設置した駐車場機器、路盤等について、設置後の所有権は誰に帰属するのか。</p>	<p>A 事業者側で設置した駐車場機器、路盤等の所有権は事業者に帰属します。</p>
<p>Q 看板の設置場所に制限はあるのか。</p>	<p>A 看板を設置する場合は、堀川通、竹屋町通、押小路通も含めて史跡の一部になっており、敷地内に設置する場合と同様に、文化財保護及び景観等の所管課と事前に協議・調整のうえ、必要な手続きを行っていただく必要があります。また道路区域に設置する場合は道路占有許可が必要となります。</p>
<p>Q 運営事業者のロゴマークを配したデザインを掲出することはできるのか。</p>	<p>A 各駐車場は歴史遺産型第2種地域に指定されていますので、屋外広告物に関する各種規制や手続きについては、都市計画局広告景観づくり推進室にお問合せください。</p>
<p>Q タクシー専用入口、バス・普通車専用入口の表示看板は市側で用意するのか。</p>	<p>A 本市で用意します。</p>
<p>Q 提案する白線は、提供図面の斜線部分のみとし、エントランス部分は不要ということでよいか。</p>	<p>A そのとおりです。エントランス部分の白線は本市が施工します。ただし、提案内容によっては、本市施工工事と調整させていただく場合があります。</p>
<p>Q 事業者が行う駐車場整備工事期間中の共通仮設工事については、どの程度まで考えておけばよいか。</p>	<p>A 駐車場整備工事に伴う共通仮設工事は、運営事業者でお願いします。ただし、本市工事の進捗により共用できる場合があります。</p>

質問内容	回答
<p>Q 駐車場営業開始（仮設駐車場運営開始） 時には、東側空間整備工事はどの程度まで進捗し、どのような状態の中で営業することになるのか。</p>	<p>A 第1駐車場については、エントランス広場の施工を残した状態で運営を開始していただくこととなります。第2駐車場は、舗装工事完了後、第1駐車場と同時に営業を開始し、第3駐車場及び駐輪場については、舗装工事完了後、営業開始となります。</p>
<p>Q 「元離宮二条城東側空間整備基本計画」P11, 12（全体計画図）について、「緑」部分は緑地、「えんじ色」部分は自転車道という認識でよいか。</p>	<p>A 「緑」部分は現在生垣となっている部分です。本市施工の整備工事において生垣は撤去して柵を設置するとともに、芝生を敷設します。「えんじ色」部分は「グレー」部分と合わせて歩道とし、歩行者及び自転車が通行できます。</p>
<p>Q 駐車場部分及び管理事務所の引渡し時の状態を教えてください（駐車場部分であれば、既存アスファルトや砕石の撤去の有無、されているとすればどのレベル（高さ）までか。管理事務所内内装の仕上げはどのような状態か。トイレ、シャワー室、洗面、ミニキッチンは事業者で設置するのか、など）</p>	<p>A 駐車場部分は、路床面まで土砂のすきとりが完了した状態で引渡しを行います。管理事務所内内装は全面クロス張り仕上げです。トイレ、シャワー室、洗面、ミニキッチンは本市で設置します。</p>
<p>Q 防犯カメラを外灯の柱などに設置することは認められるか。認められる場合、歩道等（駐車場外）に電源やその他配線をする必要があるが、それは認められるか。あるいは外灯の電源用配管を使用することは可能か。</p>	<p>A 防犯カメラを外灯の柱に設置することについては、防犯カメラの仕様（重量等）と外灯の構造により設置の可否を判断することになります。配線については、地中配線は可能ですが、本市文化財保護課との協議が必要となる場合があります。本市が設置する外灯の電線管を使用することはできません。</p>
<p>Q 市で計画している外灯の設置場所、仕様（高さ、柱の材質、径を含む）を教えてください。</p>	<p>A 別紙のとおりです。</p>
<p>Q 仕様書 P1「2 整備内容（1）各駐車場に共通する事項 イ 駐車場関連設備等」について、照明設備の位置を教えてください。またこの整備の分担について教えてください。</p>	<p>A 照明設備の位置は、別紙のとおりです。照明設備は本市の負担により整備します。</p>
<p>Q 第3駐車場及び駐輪場の入口（乗り入れ及び防護柵）位置は変更可能か。</p>	<p>A 第3駐車場及び駐輪場（乗り入れ及び防護柵）の位置は変更できません。</p>
<p>Q 駐車場整備における地下掘削は最低限にとあるが、レベルの指定はあるか。事前に文化財保護課に相談してもよいか。</p>	<p>A 必要に応じて、事前に文化財保護課に相談していただいて、差し支えありません。</p>

質問内容	回答
Q 各駐車場における景観規制を教えてください。	A 景観規制については、歴史遺産型美観地区（一般）及び遠景デザイン保全区域に指定されています。各種規制や手続きについては、都市計画局景観政策課にお問合せください。また、屋外広告物については、歴史遺産型第2種地域に指定されています。各種規制や手続きについては、都市計画局広告景観づくり推進室にお問合せください。
Q 仕様書 P2 (2)第1駐車場「南側入口のゲート設置の位置、方法により」というのは、事業者からの提案で仕様書図面から変更した内容に従い、事業者が車止めの必要性の有無を決めるのか。あるいは提案内容により市から指示があるのか。	A 事業者からの提案内容に従い、必要に応じて本市からも指示を行います。
Q 駐車場管理事務所の建物内の現地調査（建築・設備）は可能か。可能であればいつ頃か。	A 駐車場管理事務所の建物内の現地調査は可能です。お問合せいただきましたら、事前に日時等を調整のうえ、実施します。
Q 各駐車場の設置予定の消防設備機器詳細を教えてください。	A 設置予定の消防設備機器はありません。
Q 各駐車場の設備図面を示してほしい。	A 別紙のとおりです。
Q 提供図面「(3)各駐車場の舗装範囲・舗装構成図」第2駐車場の整備範囲について、竹屋町通に面する入退場口の整備範囲を詳しく教えてください。	A 舗装範囲の外周は本市工事で側溝及び地先境界ブロックで囲った状態で引渡しますので、舗装（路盤を含む）のみ施工を行ってください
Q 提供図面「(4)駐車場管理事務所の平面・立面・断面図」について、駐車場事務所北側の自動販売機西側のスペース（1,000×3,100）は閉鎖空間なのか。またこの空間は活用できるのか。	A 御質問の箇所は、防災設備を設置しますので、活用していただくことはできません。
Q 防犯カメラの精度の指定はあるか。	A 指定はありません。
＜管理・運営について＞	
Q 日常清掃の範囲を示してほしい。	A 各駐車場が隣接する道路及び歩道がある場合は歩道までとします。
Q 回数券は時間指定のものとするのか。	A 駐車場の営業時間内にご利用いただける回数券としてください。
Q 提案内容には、エントランス広場前通路部分の運営、管理、動線計画も含めるのか。含めないとすれば、エントランス広場前通路部分の運営、管理者は誰になるのか。	A エントランス広場前通路部分の管理・運営は本市が行います。

質問内容	回答
<p>Q バス、乗用車の進入口がエントランス広場（東大手門正面）となっているが、進入口付近の安全管理は誰が行うのか。</p>	<p>A 運営事業者で行っていただきます。</p>
<p>Q 第1駐車場内の普通車、バスは基本的に有人スタッフにより監視するのか。 その場合、駐車場管理事務所とは別に、常時スタッフ用のボックスを設けることは可能か。</p>	<p>A 監視体制についてはそのとおりです。 スタッフ用のボックスについては、具体的な提案をいただいた後、文化財保護及び景観等の所管課と協議・調整のうえ、設置の可否を判断することになります。</p>
<p>Q 第1駐車場（バス駐車場）は、24時間有人により管理・運営するのか。 また二条城来城者の関係車両であることを確認する必要があるのか。</p>	<p>A 第1駐車場（バス駐車場）は、24時間、有人により管理・運営を行い、二条城来城者の関係車両のみ受入を行ってください。 来場した車両は、係員又は予約システム等により、二条城関係車両であることを確認してください。</p>
<p>Q 二条城来城者の関係車両とは、夜間であっても「昼間に来城したバス又は来城予定のバス」を関係車両とみなしてよいのか。</p>	<p>A そのとおりです。二条城の閉城後であっても、それらの車両は受け入れてください。 来場した車両は、係員又は予約システム等により、二条城関係車両であることを確認してください。</p>
<p>Q 第1駐車場（バス駐車場）に駐車しないバスの乗客は、エントランス広場の車路において乗降を行って差し支えないか。</p>	<p>A 第1駐車場（バス駐車場）に駐車しない場合でも、乗客の乗降は、第1駐車場（バス駐車場）駐車ます内で行ってください。</p>
<p>Q 第1駐車場の使用料が発生するのはどのタイミングからか。</p>	<p>A 第1駐車場の使用料は、運営事業者が実施する整備工事の着工日から発生します。</p>
<p>Q 第1駐車場（バス駐車場）において、もし予約車両の予定が変更となり、二条城への訪問がなくなった状態で駐車場を使用した場合は、市への報告は必要か。</p>	<p>A 第1駐車場（バス駐車場）は、二条城を訪れるバスのみ受け入れてください。駐車車両が二条城への来城を目的としないことが発覚した場合は、本市へ報告してください。バス事業者の対応が悪質な場合は、その都度、報告してください。</p>
<p>Q 普通車の駐車台数が216台から計画では140台へ減っているが、現在の利用状況から140台で足りると判断しているのか。判断材料となった具体的な資料があれば開示してほしい。</p>	<p>A 『『歩くまち京都』総合戦略』及び「京都市駐車場施設に関する基本計画」に基づき、観光地における自動車利用による来訪を抑制し、公共交通の利用促進を図ることにより、車駐台数の減少に取り組みます。しかし、春、秋の観光シーズンを中心に駐車台数が不足する状況が生じる可能性があると考えています。</p>

質問内容	回答
<p>Q 予約を行っていないバスについて受け入れる「一定」の許容範囲はどの程度のものか。</p>	<p>A 予約したバスの駐車スペースとバス乗客の乗降スペースを確保したうえで、予約を行っていないバスが二条城周辺へ滞留又はうろつき走行が発生しないよう、利用状況を考慮して運営してください。</p>
<p>Q 「エントランス広場・第1駐車場全体平面図」中のタクシー及びバス・乗用車進入に警備員配置（繁忙期のみ）とあるが、これに係る費用は事業者側の負担となるのか。 また繁忙期以外は必須ではなく、任意で配置するという認識でよいか。</p>	<p>A 運営事業者の負担となります。繁忙期以外での配置は任意となります。</p>
<p>Q 繁忙期とは、具体的に何月何日から何月何日までを指すのか（10月のみという認識でよいか）。</p>	<p>A 後日、回答します。</p>
<p>Q 平面図に記載されている以外に、警備員の配置が必須な場所等があれば教えてほしい。</p>	<p>A 平面図に示す第1駐車場（繁忙期）のほか、第2駐車場において車両の入出庫がある場合も警備員の配置が必要です。第2駐車場の駐車中は、警備員又は係員を配置し、車両（バス事業者）のアイドリングストップの徹底や、バス運転手の路上喫煙や迷惑行為等を発見した場合は、指導してください。</p>
<p>Q 事業期間中はいかなる事案も事業者側の責任となるのか。不足の事態で警備員を増員せざるを得なくなった場合でも、事業者の負担となるのか。</p>	<p>A 運営事業者は、各駐車場の整備及び管理運営等に係る責任を負います。駐車場の管理運営上、警備員を増員することが必要な場合、運営事業者の負担によるものとします。</p>
<p>Q 料金設定については、現状と比較してどの程度まで変更が認められるのか。</p>	<p>A 料金設定の変更の範囲に指定はありません。現在の料金や周辺施設での設定等を参考に、採算性を考慮して設定してください。</p>
<p>Q 駐車場運営業務の他、サービスの提供が可能とあるが、提供可能な場所は、駐車場管理事務所北隣部分のみか。</p>	<p>A 駐車場管理事務所北隣部分以外にも提供可能ですが、各駐車場の駐車台数は確保していただき、駐車場の運営に支障のないようお願いします。サービス提供の内容や設置場所により、現状変更許可申請等の手続きが必要となる場合があります。実施の可否については、提案内容に基づき、別途、本市と協議のうえ決定するものとします。 なお、駐車場管理事務所北隣のスペースを利用してサービス提供を行う場合は、別途使用料が必要になります。</p>

質問内容	回答
Q 自動販売機には、飲料のほか外国人観光客向けにガチャガチャ等のお土産品の自動販売機等を設置することは可能か。	A 後日、回答します。
Q 募集要項「8 運営事業者の決定 (1)選定の審査基準」における評価項目「2 事業性」の「案内・誘導・周知の方法」については、歩行者向けも提案する範囲に含まれるか。含まれる場合、エントランス広場や歩道等、どの範囲までか。	A 評価項目「2 事業性」の「案内・誘導・周知の方法」は、様式一覧P11「事業計画書(4)」に記載の事項を指します。歩行者に対する提案は、様式一覧P11「事業計画書(2)」に記載してください。
Q 第2駐車場の閉鎖時間帯においては、車両を残留させないようにする必要があるという認識でよいか。	A そのとおりです。第2駐車場が閉鎖している午後5時30分から午前8時30分の時間帯は、駐車場に車両を残留させることができません。
Q 第3駐車場及び駐輪場については、営業時間外の入出庫ができないよう、出入口を閉鎖しなければならないという認識でよいか。	A 第3駐車場及び駐輪場については、営業時間外は入庫できないようにする必要がありますが、営業終了後に残留する車両に対する取り扱いについて検討し提案してください。
Q 第3駐車場についても、係員により二条城来城者であることを確認する必要があるのか。	A 第3駐車場及び駐輪場については、場内に二条城来城者専用駐車場であることを明示していただくとともに、二条城の営業時間に対応した営業時間で運営を行っていただきます。 第1駐車場(普通車駐車場)については、駐車場法との関係により、二条城来城者であることを係員により確認していただく必要があります。
Q 現状の月極の契約台数・募集金額を教えてください。本件事業においては月極契約等による運営は不可能という認識でよいか。	A 現在、月極の契約はありません。本件事業においては、月極利用は不可とします。
Q 現状の運営会社、施設維持管理会社について教えてください。	A 現在の仮設駐車場は、(一財)京都市都市整備公社が運営しています。
Q 現状実施している維持管理項目の点検詳細について、教えてください。	A 消防設備点検を年2回、本市で実施しています。
Q 休城日のイベント日数及び開城時間を延長するイベントの詳細及び日数を教えてください。	A 例年実施しているイベントで開城時間を延長しているものは、仕様書に記載のとおりです。休城日に開催するイベント日数は現時点では未定です。

質問内容	回答
<p>Q 5月1日は全駐車場及び駐輪場が終日営業を行えないのか。また前日から封鎖等の特別な作業が必要となるのか。</p>	<p>A 5月1日は午前6時から午後1時まで、第1駐車場（普通車）のみ使用できません。 なお、前日からの封鎖作業は必要ありませんが、駐車場での告知など第1駐車場の営業内容が変更になることに伴う作業は必要となります。</p>
<p>Q 駐車場の空きの有無は、ホームページ、看板の両方での周知が必要か。</p>	<p>A ホームページ、看板の両方での周知をお願いします。</p>
<p><仮設駐車場について></p>	
<p>Q 仮設駐車場の運営における料金徴収の方法について指定はあるのか。</p>	<p>A 指定はありません。</p>
<p>Q 仮設駐車場の運営について、不正防止・現金取り扱い等の観点から、駐車場の精算方法については精算機の設置が必要となるという認識でよいか。</p>	<p>A 駐車場の利用収入は、全て運営事業者の収入として取り扱うこととしており、現金管理の方法も全て運営事業者の判断と責任により行っていただきます。運営事業者の判断と責任により、精算機の設置以外の方法を御提案いただくことも可能です。</p>
<p>Q 仮設駐車場の営業期間中は、仮設駐車場部分と工事部分、両方の使用料が発生するのか。</p>	<p>A 行政財産の目的外使用許可による使用となるため、営業の有無に関わらず、工事部分など使用許可を受けている面積、期間に応じて使用料が発生します。仮設駐車場の営業期間中は、今回対象地の使用料とは別に、仮設駐車場の使用料が発生します。</p>
<p>Q 仮設駐車場の営業期間中の使用料については、年額を支払う必要があるのか。</p>	<p>A 仮設駐車場の使用料は、日割り及び面積割りした額をお支払いいただきます。</p>

質問内容	回答
<p>Q 現在営業している仮設駐車場における配置人員のポスト（警備員・管理員）と勤務体制を教えてください。</p>	<p>A 以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○管理員（（一財）京都市都市整備公社職員） 4名（うち1名管理者（場長）） <ul style="list-style-type: none"> ・配置場所：バス、普通車、二輪車（各々誘導・整理・料金徴収等）及び事務所（電話対応・案内等） ・勤務体制：8時～17時（休城日の火曜日は休み）※交代勤務等はなく、4名が同じ勤務時間で勤務し、火曜は全員休み ○警備員 2名 <ul style="list-style-type: none"> ・配置場所：押小路通（入口）、東大手門前（出口）各1名 ・勤務体制：8時～18時（火曜日は配置なし）
<p>Q 仮設駐車場の運営について円滑に行えるよう、現在の仮設駐車場運営者からの業務引継ぎは受けられるのか。</p>	<p>A 仮設駐車場の運営が引き続き円滑に行われるよう、業務引継ぎを行っていただきます。</p>
<p>Q 仮設駐車場の運営について円滑に行えるよう現運営者から一部人的な引継ぎは受けられないか。</p>	<p>A 現在の仮設駐車場の運営事業者の判断によりますので、本市からは回答しかねます。</p>
<p>Q 仮設駐車場の運営における料金徴収の方法について指定はあるのか。</p>	<p>A 指定はありません。</p>